五　しごきスピニング加工機であって、五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に用いられる推進装置又はその部分品を製造することができるもののうち、次のイ及びロに該当するもの又はその部分品
イ　数値制御装置又は電子計算機によって制御することができるもの
ロ　輪郭制御をすることができる軸数が二を超えるもの
六～八　［略］
九　バッチ式の混合機（液体用のものを除く。）であって、次のイからニまでの全てに該当するもの又はその部分品
イ　〇以上一三・三二六キロパスカル以下の絶対圧力で混合するように設計し、又は改造したもの
ロ　混合容器内の温度を制御することができるもの
ハ　全容量が一一〇リットル以上のもの
ニ　混合機の中心軸から離れた混和軸又は捏和軸を少なくとも一本有するもの
九の二　連続式の混合機（液体用のものを除く。）であって、次のイからハまでの全てに該当するもの又はその部分品
イ　〇以上一三・三二六キロパスカル以下の絶対圧力で混合するように設計し、又は改造したもの
ロ　混合容器内の温度を制御することができるもの
ハ　次のいずれかに該当するもの
（一）　二本以上の混和軸又は捏和軸を有するもの
（二）　次の1及び2に該当するもの
1　振動機能を備えた一本の回転軸を有するもの
2　混合容器内及び回転軸上に捏和のための突起を有するもの
十～十八の三　［略］
十九　アビオニクス装置であって、次のいずれかに該当するもの
イ・ロ　［略］
ハ　衛星航法システム（全地球航法衛星システム及び地域航法衛星システムを含む。）からの電波を受信する装置であって、次の（一）若しくは（二）に該当するもの又はそのために特に設計した部分品
（一）　［略］
（二）　航行又は飛しょうする移動体に使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
1　［略］
2　軍隊又は政府機関による使用を目的として設計若しくは改良され、かつ、衛星航法システム（全地球航法衛星システム及び地域航法衛星システムを含む。）で用いられる暗号化された信号又はデータにアクセスするための暗号の復号機能を有するもの（民生用途又は生命若しくは身体の安全を確保するための航法データを受信するように設計したものを除く。）
3　［略］
ニ　［略］
十九の二～二十七　［略］

五　しごきスピニング加工機であって、数値制御装置又は電子計算機によって制御することができるもののうち、輪郭制御をすることができる軸数が三以上のもの又はその部分品
六～八　［略］
九　バッチ式の混合機（液体用のものを除く。）であって、〇以上一三・三二六キロパスカル以下の絶対圧力で混合することができるもののうち、混合容器内の温度を制御することができ、かつ、次のイ及びロに該当するもの又はその部分品
イ　全容量が一一〇リットル以上のもの
ロ　混合機の中心軸から離れた混和軸又は捏和軸を少なくとも一本有するもの
九の二　連続式の混合機（液体用のものを除く。）であって、〇以上一三・三二六キロパスカル以下の絶対圧力で混合することができるもののうち、混合容器内の温度を制御することができ、かつ、次のいずれかに該当するもの又はその部分品
イ　二本以上の混和軸又は捏和軸を有するもの
ロ　振動機能を備えた一本の回転軸を有し、かつ、混合容器内及び回転軸上に捏和のための突起を有するもの
十～十八の三　［略］
十九　アビオニクス装置であって、次のいずれかに該当するもの
イ・ロ　［略］
ハ　衛星航法システムからの電波を受信する装置であって、次の（一）若しくは（二）に該当するもの又はそのために特に設計した部分品
（一）　［略］
（二）　航行又は飛しょうする移動体に使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
1　［略］
2　軍隊又は政府機関による使用を目的として設計若しくは改良され、かつ、衛星航法システムで用いられる暗号化された信号又はデータにアクセスするための暗号の復号機能を有するもの（民生用途又は生命若しくは身体の安全を確保するための航法データを受信するように設計したものを除く。）
3　［略］
ニ　［略］
十九の二～二十七　［略］